

令和4年度

第5回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和4年8月26日（金）9：30～
場 所 那覇第二地方合同庁舎一号館
共用中会議室（2階）

議 事 次 第

- 1 沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について
- 2 その他

令和4年度第5回沖縄地方最低賃金審議会資料

1 沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書（写）

申出人 沖縄県労働組合総連合議長 穴井 輝明（2022年8月22日付け申出）
1P～3P

2 沖縄県最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）（写）

4P～7P

3 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

（令和4年8月23日 厚生労働省公表）

8P～10P

4 最低賃金と生活保護との比較に係る関連記載の訂正案

11P～26P



2022年8月22日

沖縄労働局

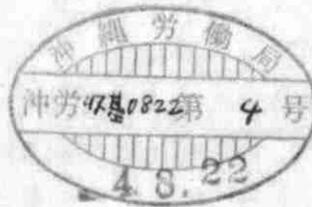
局長 西川 昌登 殿

那覇市奥武山町26-24

奥武山マンションビル201号

沖縄県労働組合総連合

議長 穴井 輝明



沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書

沖縄地方最低賃金審議会（以下、「地賃」と言う。）は、去る8月10日に沖縄県の最低賃金を1時間当たり33円引き上げ、現行820円から852円とする意見（以下、「意見」という。）を貴職に提出した。この意見は、中央最低賃金審議会（以下、「中賃」という。）が示したDランク目安30円を3円上回るもので、委員各位のご苦勞が推察されるものの、労働者の生活を考慮すれば不十分であり、沖縄県労働組合総連合（以下、「県労連」という。）は、最低賃金法第11条2項および8月10日付「沖縄労働局 一般公示 第4-67号」に基づき、以下のとおり異議申出を行うものである。

記

【異議申出の趣旨】

地賃の意見は、最低賃金法が定める「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」に照らして、生計費を考慮しているとは言えず、また、改定後の最低賃金853円は、労働者が「健康で文化的な最低限の生活を営む」ために必要な金額とは到底言えない。

県労連は、地賃における再審議及び最低賃金額を1500円とするよう求めるものである。

【申出の理由】

1 最低賃金法は、その第1条で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めている。この目的の眼目は「賃金の低廉な労働者に、賃金の最低額を保障する」ことにある。

同法9条2項においては、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」と定められているが、法の目的に照らせば、労働者の生計費が最も重視されなければならない。

- 2 県労連は、2020年に最低生計費調査を実施した。その結果25歳の単身男性で1642円、女性1662円の結果を得た。その内容については、すでに貴局及び地賃にも提出してあるとおりであるが、算出した金額は「8時間働いて普通に過ごすことができる」理論生計費である。853円の最低賃金では、生計費の約52%に過ぎず、生活のあらゆる局面で我慢を強いられる金額となる。

中賃の目安を3円上回った地賃答申が「物価高による家計の負担増を考慮」した点に見られるように、この間の物価上昇を考慮すれば、必要な生計費は当然にも上昇していることは明らかである。

- 3 最低賃金法第9条3項は「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と定めている。

上記一般公示には、参考として「沖縄県最低賃金と生活保護との比較について」が添付されている。生活保護に係る金額を少なく見せようとしているのではないかとの疑問点が残る。

- ① 最低賃金は本年10月から発効される金額でありながら、比較対象とされた最低賃金と生活保護基準は2年前の令和2年度の数値である。最新の令和4年度の生活扶助基準値を使用すべきである。
- ② 比較対象者が12歳～19歳の単身者となっているが、この年齢層の多くは学齢期に当たっている。最低賃金が働いて得るお金であることを考慮すれば、年齢区分は20歳～40歳とすべきである。
- ③ 生活保護水準として、第1類+第2類+期末一時扶助費の合計額となっている。期末一時扶助費は別名“もち代”と呼ばれているように、年越し費用に当たるもので、生活水準を引き上げる効果は期待できない。他方、生活に必要な衣食住のうち、住にあたる住宅扶助が計上されていない。労働者は働いて得る賃金から住居を確保し維持するための費用を捻出せざるを得ないのであるから、住宅扶助を含めないのは不当である。
- ④ (註)として、ひと月の労働時間を173.8時間として計算していることを記載しているが、この数字は週40時間労働を前提としており、盆も正月もない働き方であり、実態に合わせる必要がある。毎月勤労統計調査によれば、県内の従業員5人以上規模における常用労働者の令和3年平均の所定内労働時間は153時間であり、こうした実態と照らし合わせると月17060

円の差が生じることになる。

- 4 沖縄県による県民経済計算によると、県経済の6割は民間最終消費支出が担っている。労働者は最大の消費者層でもあり、労働者の賃金を引き上げることが県経済の発展につながることは自明である。産業関連表においても生産誘発額、生産誘発依存度ともに民間最終消費支出が他を大きく上回っている。

これらの事実から、県経済を発展させるためにも、労働者の賃金を引き上げることが必要であり、そのためには法的拘束力を持つ最低賃金を大幅に引き上げることが、とりわけ重要になっているということが言える。

- 5 以上のとおりであるので、地賃は再審議を行い、少なくとも時間額1500円に最低賃金に引き上げることが求められるものである。 以上



資料2

沖労発基 0826 第 3 号
令和 4 年 8 月 26 日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝 殿

沖縄労働局長
西川 昌登

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、2022 年 8 月 22 日付けをもって沖縄県労働組合総連合議長
穴井輝明から、別添のとおり最低賃金法（昭和 34 年法律 137 号）第 11 条第 2
項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

2022年8月22日

沖縄労働局

局長 西川 昌登 殿

那覇市奥武山町26-24

奥武山マンションビル201号

沖縄県労働組合総連合

議長 穴井 輝明



沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書

沖縄地方最低賃金審議会（以下、「地賃」と言う。）は、去る8月10日に沖縄県の最低賃金を1時間当たり33円引き上げ、現行820円から852円とする意見（以下、「意見」という。）を貴職に提出した。この意見は、中央最低賃金審議会（以下、「中賃」という。）が示したDランク目安30円を3円上回るもので、委員各位のご苦勞が推察されるものの、労働者の生活を考慮すれば不十分であり、沖縄県労働組合総連合（以下、「県労連」という。）は、最低賃金法第11条2項および8月10日付「沖縄労働局 一般公示 第4-67号」に基づき、以下のとおり異議申出を行うものである。

記

【異議申出の趣旨】

地賃の意見は、最低賃金法が定める「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」に照らして、生計費を考慮しているとは言えず、また、改定後の最低賃金853円は、労働者が「健康で文化的な最低限の生活を営む」ために必要な金額とは到底言えない。

県労連は、地賃における再審議及び最低賃金額を1500円とするよう求めるものである。

【申出の理由】

- 1 最低賃金法は、その第1条で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めている。この目的の眼目は「賃金の低廉な労働者に、賃金の最低額を保障する」ことにある。

同法9条2項においては、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」と定められているが、法の目的に照らせば、労働者の生計費が最も重視されなければならない。

- 2 県労連は、2020年に最低生計費調査を実施した。その結果25歳の単身男性で1642円、女性1662円の結果を得た。その内容については、すでに貴局及び地賃にも提出してあるとおりであるが、算出した金額は「8時間働いて普通に過ごすことができる」理論生計費である。853円の最低賃金では、生計費の約52%に過ぎず、生活のあらゆる局面で我慢を強いられる金額となる。

中賃の目安を3円上回った地賃答申が「物価高による家計の負担増を考慮」した点に見られるように、この間の物価上昇を考慮すれば、必要な生計費は当然にも上昇していることは明らかである。

- 3 最低賃金法第9条3項は「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と定めている。

上記一般公示には、参考として「沖縄県最低賃金と生活保護との比較について」が添付されている。生活保護に係る金額を少なく見せようとしているのではないかとの疑問点が残る。

- ① 最低賃金は本年10月から発効される金額でありながら、比較対象とされた最低賃金と生活保護基準は2年前の令和2年度の数値である。最新の令和4年度の生活扶助基準値を使用すべきである。
- ② 比較対象者が12歳～19歳の単身者となっているが、この年齢層の多くは学齢期に当たっている。最低賃金が働いて得るお金であることを考慮すれば、年齢区分は20歳～40歳とすべきである。
- ③ 生活保護水準として、第1類+第2類+期末一時扶助費の合計額となっている。期末一時扶助費は別名“もち代”と呼ばれているように、年越し費用に当たるもので、生活水準を引き上げる効果は期待できない。他方、生活に必要な衣食住のうち、住にあたる住宅扶助が計上されていない。労働者は働いて得る賃金から住居を確保し維持するための費用を捻出せざるを得ないのであるから、住宅扶助を含めないのは不当である。
- ④ (註)として、ひと月の労働時間を173.8時間として計算していることを記載しているが、この数字は週40時間労働を前提としており、盆も正月もない働き方であり、実態に合わせる必要がある。毎月勤労統計調査によれば、県内の従業員5人以上規模における常用労働者の令和3年平均の所定内労働時間は153時間であり、こうした実態と照らし合わせると月17060

円の差が生じることになる。

- 4 沖縄県による県民経済計算によると、県経済の6割は民間最終消費支出が担っている。労働者は最大の消費者層でもあり、労働者の賃金を引き上げることが県経済の発展につながることは自明である。産業関連表においても生産誘発額、生産誘発依存度ともに民間最終消費支出が他を大きく上回っている。

これらの事実から、県経済を発展させるためにも、労働者の賃金を引き上げることが必要であり、そのためには法的拘束力を持つ最低賃金を大幅に引き上げることが、とりわけ重要になっていると言えらる。

- 5 以上のとおりであるので、地賃は再審議を行い、少なくとも時間額1500円に最低賃金に引き上げることが求めるものである。 以上

報道関係者 各位

令和4年8月23日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 岡 英範

主任中央賃金指導官 友住 弘一郎

副主任中央賃金指導官 杉山 彰浩

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から 31 円引上げの 961 円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和4年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、8月2日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

【令和4年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、30円～33円の引上げ（引上げ額が30円は11県、31円は20都道府県、32円は11県、33円は5県）
- ・改定額の全国加重平均額は961円（昨年度930円）
- ・全国加重平均額31円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,072円）に対する最低額（853円）の比率は、79.6%（昨年度は78.8%。なお、この比率は8年連続の改善）

(別紙) 令和4年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

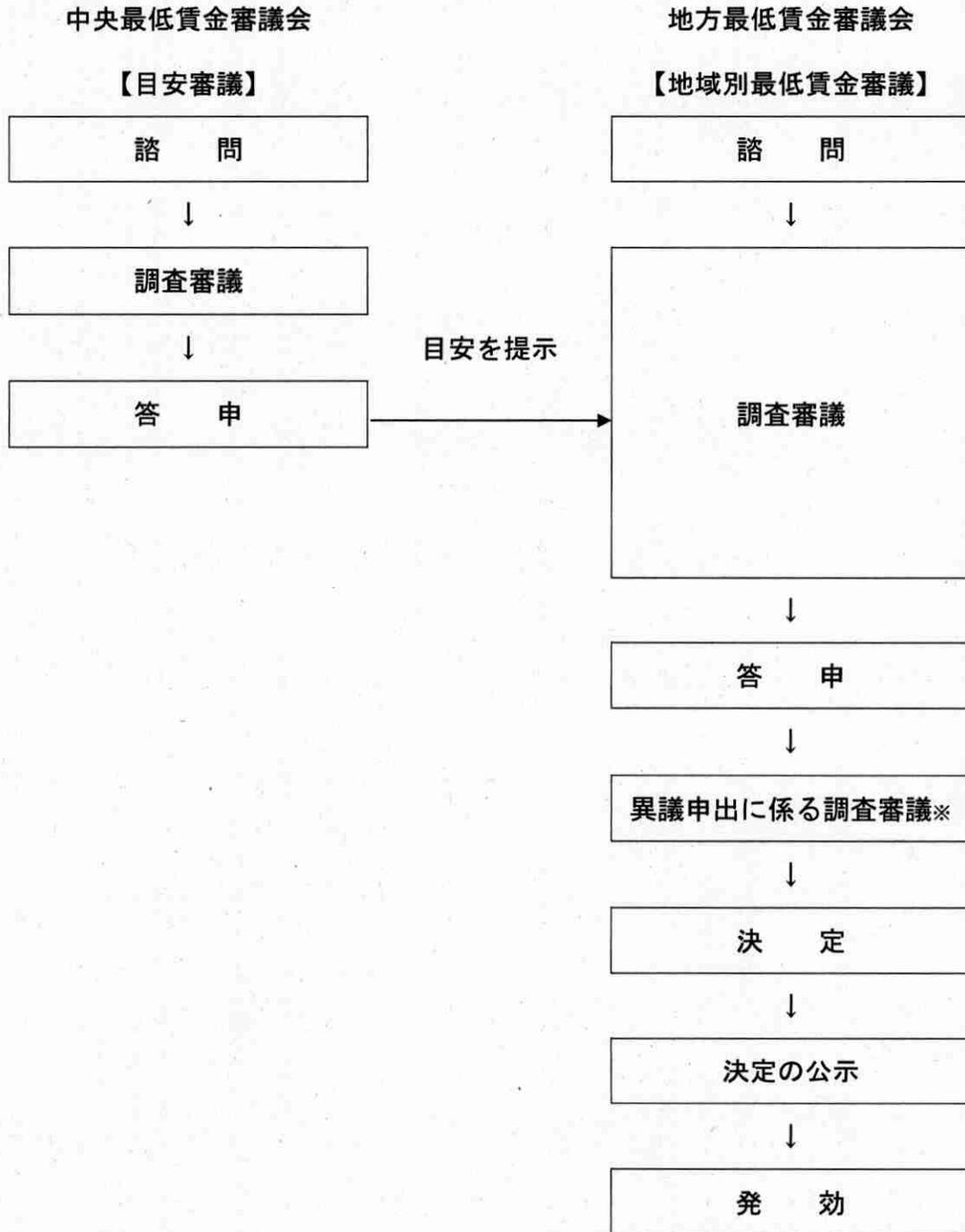
令和4年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	C	30	920 (889)	31	+1	2022年 10月2日
青森	D	30	853 (822)	31	+1	2022年 10月5日
岩手	D	30	854 (821)	33	+3	2022年 10月20日
宮城	C	30	883 (853)	30		2022年 10月1日
秋田	D	30	853 (822)	31	+1	2022年 10月1日
山形	D	30	854 (822)	32	+2	2022年 10月6日
福島	D	30	858 (828)	30		2022年 10月6日
茨城	B	31	911 (879)	32	+1	2022年 10月1日
栃木	B	31	913 (882)	31		2022年 10月1日
群馬	C	30	895 (865)	30		2022年 10月8日
埼玉	A	31	987 (956)	31		2022年 10月1日
千葉	A	31	984 (953)	31		2022年 10月1日
東京	A	31	1072 (1041)	31		2022年 10月1日
神奈川	A	31	1071 (1040)	31		2022年 10月1日
新潟	C	30	890 (859)	31	+1	2022年 10月1日
富山	B	31	908 (877)	31		2022年 10月1日
石川	C	30	891 (861)	30		2022年 10月8日
福井	C	30	888 (858)	30		2022年 10月2日
山梨	B	31	898 (866)	32	+1	2022年 10月20日
長野	B	31	908 (877)	31		2022年 10月1日
岐阜	C	30	910 (880)	30		2022年 10月1日
静岡	B	31	944 (913)	31		2022年 10月5日
愛知	A	31	986 (955)	31		2022年 10月1日
三重	B	31	933 (902)	31		2022年 10月1日
滋賀	B	31	927 (896)	31		2022年 10月6日
京都	B	31	968 (937)	31		2022年 10月9日
大阪	A	31	1023 (992)	31		2022年 10月1日
兵庫	B	31	960 (928)	32	+1	2022年 10月1日
奈良	C	30	896 (866)	30		2022年 10月1日
和歌山	C	30	889 (859)	30		2022年 10月1日
鳥取	D	30	854 (821)	33	+3	2022年 10月6日
島根	D	30	857 (824)	33	+3	2022年 10月5日
岡山	C	30	892 (862)	30		2022年 10月1日
広島	B	31	930 (899)	31		2022年 10月1日
山口	C	30	888 (857)	31	+1	2022年 10月13日
徳島	C	30	855 (824)	31	+1	2022年 10月6日
香川	C	30	878 (848)	30		2022年 10月1日
愛媛	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月5日
高知	D	30	853 (820)	33	+3	2022年 10月9日
福岡	C	30	900 (870)	30		2022年 10月8日
佐賀	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月2日
長崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月8日
熊本	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月1日
大分	D	30	854 (822)	32	+2	2022年 10月5日
宮崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月6日
鹿児島	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月6日
沖縄	D	30	853 (820)	33	+3	2022年 10月6日
全国加重平均			961 (930)	31		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

生活保護と最低賃金との比較（沖縄県）

I 前提

- 若年単身 → 生活保護基準では12~19歳・単身世帯
 - ・ 冬季加算地区 → VI区
 - ・ 県内級地別人口 →

1級地-1	0人
1級地-2	0人
2級地-1	317,625人
2級地-2	0人
3級地-1	708,999人
3級地-2	440,856人
計	1,467,480人

※令和2年国勢調査（人口等基本集計 第1-1表）による市町村別の人口

II 生活保護

(1) 生活扶助基準（令和2年度）

①第1類費+第2類費（冬季加算を除く）

第1類費及び第2類費の合計の人口加重平均を求めると、
 $(71,460円 \times 317,625人 + 68,430円 \times 708,999人 + 66,940円 \times 440,856人) \div 1,467,480人$
 $= 68,638.19円$ （1円未満四捨五入せず）

②第2類費のうち冬季加算（1か月平均）

沖縄においては、冬季加算地区区分VI区に分類され、11月から翌年3月までの5月となる。

$2,630円 \times 5 \div 12 = 1,095.83円$ （1円未満四捨五入せず）

③期末一時扶助費（1か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1か月平均）

2級地-1 $12,880円 \times 1 \div 12 = 1,073.33円$ （1円未満四捨五入せず）

3級地-1 $11,610円 \times 1 \div 12 = 967.5円$ （1円未満四捨五入せず）

3級地-2 $10,970円 \times 1 \div 12 = 914.16円$ （1円未満四捨五入せず）

$(1,073.33円 \times 317,625人 + 967.5円 \times 708,999人 + 914.16円 \times 440,856人) \div 1,467,480人 = 974.381円$ （1円未満四捨五入せず）

生活扶助基準（1類費+2類費（冬季加算込）+期末一時扶助費）

= ①+②+③

= $68,638.19円 + 1,095.83円 + 974.381円 = 70,708.401円$

(2) 住宅扶助実績値（令和元年度）

単身被保護世帯数 → 那覇市：8,037世帯

沖縄県（那覇市除く）：15,749世帯

計 23,786世帯

住宅扶助実績値 → 那覇市：27,131.9円
沖繩県（那覇市除く）：22,107.5円

※1 令和元年被保護者調査年次調査（個別調査）第3-10表により示される那覇市、沖繩県の
単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。

※2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

$$(27,131.9円 \times 8,037世帯 + 22,107.5 \times 15,749世帯) \div 23,786世帯 \\ = \underline{23,805.18円} (1円未満四捨五入せず)$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績値

以上、(1)、(2)より、

$$\text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 70,708.401円 + 23,805.18円 \\ = \underline{94,513.581円} (1円未満四捨五入せず)$$

Ⅲ 最低賃金との比較

時給792円（令和2年度沖繩県最低賃金額）で月173.8時間（週40時間）働いた場合の1か月の収入（手取額）は、

$$792円 \times 173.8時間 \times 0.817 = \underline{112,460円} (1円未満四捨五入)$$

※ 0.817は、時間額792円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金（手取額）} = 94,513円 - 112,460円 = \Delta 17,947円$$

となり、この差額を173.8時間で割って1時間当たりとし、0.817で割って手取額から額面に換算すると、

$$\Delta 17,947円 \div 173.8 \div 0.817 = \Delta 126円 (1円未満四捨五入)$$

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

生活保護と最低賃金との比較（沖縄県）

I 前提

○ 若年単身 → 生活保護基準では18~19歳・単身世帯

・ 冬季加算地区	→ VI区	
・ 県内級地別人口	→	
	1級地-1	0人
	1級地-2	0人
	2級地-1	317,625人
	2級地-2	0人
	3級地-1	708,999人
	3級地-2	440,856人
	計	1,467,480人

※令和2年国勢調査（人口等基本集計 第1-1表）による市町村別の人口

II 生活保護

(1) 生活扶助基準（令和2年度）

①第1類費+第2類費（冬季加算を除く）

第1類費及び第2類費の合計の人口加重平均を求めると、
 $(71,460 \text{円} \times 317,625 \text{人} + 68,430 \text{円} \times 708,999 \text{人} + 66,940 \text{円} \times 440,856 \text{人}) \div 1,467,480 \text{人}$
 $= 68,638.19 \text{円} (1 \text{円未満四捨五入せず})$

②第2類費のうち冬季加算（1か月平均）

沖縄においては、冬季加算地区区分VI区に分類され、11月から翌年3月までの5月となる。

$2,630 \text{円} \times 5 \div 12 = 1,095.83 \text{円} (1 \text{円未満四捨五入せず})$

③期末一時扶助費（1か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1か月平均）

2級地-1 $12,880 \text{円} \times 1 \div 12 = 1,073.33 \text{円} (1 \text{円未満四捨五入せず})$

3級地-1 $11,610 \text{円} \times 1 \div 12 = 967.5 \text{円} (1 \text{円未満四捨五入せず})$

3級地-2 $10,970 \text{円} \times 1 \div 12 = 914.16 \text{円} (1 \text{円未満四捨五入せず})$

$(1,073.33 \text{円} \times 317,625 \text{人} + 967.5 \text{円} \times 708,999 \text{人} + 914.16 \text{円} \times 440,856 \text{人}) \div 1,467,480 \text{人} = 974.381 \text{円} (1 \text{円未満四捨五入せず})$

生活扶助基準（1類費+2類費（冬季加算込）+期末一時扶助費）

= ①+②+③

= $68,638.19 \text{円} + 1,095.83 \text{円} + 974.381 \text{円} = 70,708.401 \text{円}$

(2) 住宅扶助実績値（令和元年度）

単身被保護世帯数 → 那覇市：8,037世帯

沖縄県（那覇市除く）：15,749世帯

計 23,786世帯

住宅扶助実績値 → 那覇市：27,131.9円
沖繩県（那覇市除く）：22,107.5円

※1 令和元年被保護者調査年次調査（個別調査）第3-10表により示される那覇市、沖繩県の
単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。

※2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

$$(27,131.9円 \times 8,037世帯 + 22,107.5 \times 15,749世帯) \div 23,786世帯 \\ = \underline{23,805.18円} (1円未満四捨五入せず)$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績値

以上、(1)、(2)より、

$$\text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 70,708.401円 + 23,805.18円 \\ = \underline{94,513.581円} (1円未満四捨五入せず)$$

Ⅲ 最低賃金との比較

時給792円（令和2年度沖繩県最低賃金額）で月173.8時間（週40時間）働いた場合の1か月の収入（手取額）は、

$$792円 \times 173.8時間 \times 0.817 = \underline{112,460円} (1円未満四捨五入)$$

※ 0.817は、時間額792円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金（手取額）} = 94,513円 - 112,460円 = \Delta 17,947円$$

となり、この差額を173.8時間で割って1時間当たりとし、0.817で割って手取額から額面に換算すると、

$$\Delta 17,947円 \div 173.8 \div 0.817 = \Delta 126円 (1円未満四捨五入)$$

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。



沖地最審第5号
令和4年8月10日

沖縄労働局長
西川 昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月4日付け沖労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和2年10月3日発効の沖縄県最低賃金（時間額792円）は令和2年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、長期にわたる新型コロナウイルスの感染症の影響により大きな打撃を受け、また急激な原材料費等の高騰や物価の上昇等の影響により厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者が、事業を継続し、雇用の維持・確保を図り、また、最低賃金を引き上げやすい環境を整備するために、国等に対して実効性のある支援の継続と更なる拡充、徹底した施策の実施を早急にしていただきたく、当審議会として別添のとおり付帯決議する。

沖縄県最低賃金

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 853円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 792円
- (3) 発効日 令和2年10月3日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和2年度
- (3) 生活保護水準（令和2年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,514円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

792円（沖縄県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）×0.817（可処分所得の総所得に対する比率（※））＝112,460円

（※）令和4年7月12日、中央最低賃金審議会の「令和4年度第2回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

別添

- (1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月、中小企業庁）に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の強化を図ること。
- (2) コロナ禍により大きな影響を受けている宿泊等の観光、飲食、交通運輸業等とそれに関連する業界の中小・小規模事業者支援のために、即応性・実効性の高い支援策に積極的に取り組むこと。

なお、政府の実施している中小企業支援策については、支援策の進捗状況並びにその効果を検証しつつ、適宜、要件の緩和、手続きの簡素化、使い勝手の向上等の見直し、特例措置の延長等も図りながら、利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

また、最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策である業務改善助成金については、引き続き、当該助成金の周知を強力に推し進めるとともに、申請から助成金交付までの期間の短縮に努めること。
- (3) ビルメンテナンス等の公共調達において、国及び地方公共団体等は、年度途中の最低賃金額の改定に伴う人件費の上昇を理由とした契約変更の申し出が受注者からあった場合には、誠実に対応し、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。



沖地最審第5号
令和4年8月10日

沖縄労働局長
西川 昌 登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 島 袋 秀 勝

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月4日付け沖労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和2年10月3日発効の沖縄県最低賃金（時間額792円）は令和2年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、長期にわたる新型コロナウイルスの感染症の影響により大きな打撃を受け、また急激な原材料費等の高騰や物価の上昇等の影響により厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者が、事業を継続し、雇用の維持・確保を図り、また、最低賃金を引き上げやすい環境を整備するために、国等に対して実効性のある支援の継続と更なる拡充、徹底した施策の実施を早急にしていただきたく、当審議会として別添のとおり付帯決議する。

沖縄県最低賃金

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 853円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 792円
- (3) 発効日 令和2年10月3日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和2年度
- (3) 生活保護水準(令和2年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(94,514円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

792円(沖縄県最低賃金)×173.8(1箇月平均法定労働時間数)×0.817(可処分所得の総所得に対する比率(※))=112,460円

(※) 令和4年7月12日、中央最低賃金審議会の「令和4年度第2回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

別添

- (1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の強化を図ること。
- (2) コロナ禍により大きな影響を受けている宿泊等の観光、飲食、交通運輸業等とそれに関連する業界の中小・小規模事業者支援のために、即応性・実効性の高い支援策に積極的に取り組むこと。

なお、政府の実施している中小企業支援策については、支援策の進捗状況並びにその効果を検証しつつ、適宜、要件の緩和、手続きの簡素化、使い勝手の向上等の見直し、特例措置の延長等も図りながら、利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

また、最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策である業務改善助成金については、引き続き、当該助成金の周知を強力に推し進めるとともに、申請から助成金交付までの期間の短縮に努めること。
- (3) ビルメンテナンス等の公共調達において、国及び地方公共団体等は、年度途中の最低賃金額の改定に伴う人件費の上昇を理由とした契約変更の申し出が受注者からあった場合には、誠実に対応し、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。

沖縄県最低賃金の改正決定に係る沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する公示

沖縄労働局 一般公示 第4-67号

令和4年8月10日沖縄地方最低賃金審議会から沖縄県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和4年8月25日（木）16時までに沖縄労働局長あて（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎3階）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和4年8月10日

沖縄労働局長 西川 昌登

記

沖縄県最低賃金の改正にかかる沖縄地方最低賃金審議会の意見の要旨

沖縄県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
沖縄県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間853円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

参考

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 792円
- (3) 発効日 令和2年10月3日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

12～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和2年度

(3) 生活保護水準（令和2年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,514円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

792円（沖縄県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）×0.817（可処分所得の総所得に対する比率（※））＝112,460円

（※）令和4年7月12日、中央最低賃金審議会の「令和4年度第2回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

沖縄県最低賃金の改正決定に係る沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する公示

沖縄労働局 一般公示 第4-67号

令和4年8月10日沖縄地方最低賃金審議会から沖縄県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和4年8月25日（木）16時までに沖縄労働局長あて（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎3階）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和4年8月10日

沖縄労働局長 西川 昌登

記

沖縄県最低賃金の改正にかかる沖縄地方最低賃金審議会の意見の要旨

沖縄県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
沖縄県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間853円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

参考

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 792円
- (3) 発効日 令和2年10月3日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和2年度

(3) 生活保護水準（令和2年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,514円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

792円（沖縄県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）×0.817（可処分所得の総所得に対する比率（※））＝112,460円

（※）令和4年7月12日、中央最低賃金審議会の「令和4年度第2回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。